

広島県告示第六百三十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によって、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

平成二十二年七月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 解除に係る保安林の所在場所

三次市作木町大山字高下一五八の一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を広島県農林水産局農林整備部森林保全課及び三次市役所に備え置いて縦覧に供する。）